

令和 4 年度堺市社会福祉法人等指導監査結果

令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意しながら、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査を次のとおり実施した。

社会福祉法人に対する指導監査は、当該法人の運営及び事業に特に大きな問題が認められる場合を除き、実地指導監査により 2 年又は 3 年に 1 回実施するものとしている。堺市が所管する法人は 117 法人（令和 4 年 4 月 1 日現在）あり、令和 4 年度は、本来であれば、令和 2 年度又は令和 3 年度に指導監査を実施する予定であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由にいまだ実施できていなかった法人を優先して、48 法人について実地指導監査を行った。

また、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等（学校法人及び株式会社が経営する保育所及び幼保連携型認定こども園を含む。）に対する指導監査は、毎年 1 回実地指導監査又は書面指導監査により実施するものとしている。令和 4 年度の監査対象施設は 201 施設（令和 4 年 4 月 1 日現在）であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、前回の指導監査以降長期間指導監査が未実施である施設を優先して、96 施設（うち 76 施設は実地監査、20 施設は書面監査）に対し監査を実施した。

以下は、当該指導監査において、主に文書により指摘を行った事項を中心として、法人、施設それぞれの関係項目に区分したものである。

※本資料における略称は以下のとおりとします。

法：社会福祉法、法規則：社会福祉法施行規則、評議員及び役員：役員等、一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

1 法人関係

(1) 定款関係

①定款の必要的記載事項

指摘事項	件数
定款に記載されている内容と事実が異なる。	2

②定款の公表

指摘事項	件数
公表されている定款の内容が最新のものではない。	3

社会福祉法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き（法第 34 条の 2 第 1 項）及び公表（法第 59 条の 2 第 1 項第 1 号）が法人に義務付けられている。

定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており（法規則第 10 条第 1 項）、原則として、法人のホームページへの掲載によるが、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネ

ットの利用による公表が行われたものとみなされる。（法規則第10条第2項）公表に当たっては、最新のものを公表する。

（2）役員・評議員関係

①評議員の資格

指摘事項	件数
評議員に役員と親族等特殊の関係にある者が選任されている。	2

評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公平な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる（法第40条第1項）とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと（法第40条第2項）、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者を評議員として選任することができないこと（法第40条第4項及び第5項）が定められている。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。

②監事の資格

指摘事項	件数
監事に役員と特殊の関係にある者が選任されている。	1

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由が定められるとともに（法第44条第1項により準用される法第40条第1項）、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることができないこと（法第44条第2項）、各役員と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと、また、複数（2人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれてはならないこと（法第44条第7項）が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできない。

③役員等の選任に当たっての確認

指摘事項	件数
欠格事由、特殊の関係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないこと、民法上の委任の終了事由に該当しないことの確認がされていない。	7

社会福祉法人は、役員等の選任に当たり、各候補者が欠格事由に該当しないか、評議員候補者に各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか、理事候補者に各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、監事候補者に各役員と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認

方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。

④就任承諾等

指摘事項	件数
就任承諾書等により就任の意思表示があったことが確認できない。	1
評議員の任期が不適切である。	2

社会福祉法人と役員等との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、定款の規定に基づき役員等として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに役員等の任期が開始していない場合は任期の開始時）から役員等となるものであるため、役員等の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、役員等の選任手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により役員等に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。

⑤役員等の要件

指摘事項	件数
理事のうちに施設の管理者が選任されていない。	1

理事については、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第4項第1号、第2号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある。

なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第1項の第一種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合は、当該事業所等は同様に取扱う。

（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち1名以上が理事として選任されていれば足りる。

（3）理事会・評議員会関係

①招集、開催手続

指摘事項	件数
評議員会（理事会）の招集通知が省略された際、評議員全員（役員）の同意を得たことが確認できない。	7
評議員会の招集通知が期限までに評議員の全員に発出されていない。	2
評議員会の招集について、理事会の決議により定められていない。	7

評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない。

（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、法規則第2条の12。ただし、定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する）。

なお、電磁的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得なければならない。

評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条）、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対してその通知を發出しなければならない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を發出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項）。

なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても發出しなければならないことに留意する必要がある。

また、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は議事録に理事及び監事全員の同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。

②決議

指摘事項	件数
定款施行細則の改正、役員等からの借入れ、評議員選任・解任委員会の招集など理事会で決議すべき内容が決議されてない。	14
公益事業の運営に関する事項など評議員会で決議すべき内容が決議されてない。	2
理事会の決議があったとみなされる場合に、一部の理事の同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録がない。 評議員会の決議があったとみなされる場合に、一部の評議員の同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録がない。	6
決議を行う際に議案について特別の利害関係を有する評議員又は理事がいるかの確認を行っていない。	4
理事会において、利益相反取引に係る事前の承認と取引後の報告が行われていない。	1

評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる。（法第45条の8第2項）定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。

- ・理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ・理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）
- ・理事等の責任の免除
- ・役員報酬等基準の承認
- ・計算書類の承認
- ・定款の変更
- ・解散の決議
- ・合併の承認
- ・社会福祉充実計画の承認

なお、定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要だが、理事による報告が必要となる（法第45条の30第3項）。

次の事項については、理事会の決議を要する。

- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・競業及び利益相反取引の承認
- ・計算書類及び事業報告等の承認
- ・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ・役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定
- ・その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

③議事録

指摘事項	件数
評議員会、理事会の議事録が作成されていない。	3
決議があったものとみなされた評議員会及び理事会の議事録の記載内容に不備がある。	3
評議員会の議事録に必要な事項である議事録作成者の氏名が記載されていない。	4
評議員会、理事会の議事録に、定款に定める者の署名又は記名押印がされていない。	8

評議員会の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名も記載する必要がある。
(法規則第2条の15第3項第7号)

また、評議員会（理事会）の決議を省略した場合は、次の事項を議事録に記載する。（法規則第2条の15第4項第1号）、（法規則第2条の17第4項第1号）

- ・理事会（評議員会）の決議があったものとみなされた事項の内容
- ・上記の事項の提案をした者（理事会の場合は、理事）の氏名
- ・評議員会（理事会）の決議があったものとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者（理事会の場合は、理事）の氏名

④出席

指摘事項	件数
当該年度及び前年度の理事会を2回以上続けて欠席している理事・監事がいる。	3
当該年度及び前年度の評議員会を全て欠席している評議員がいる。	1

評議員会及び理事会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会及び理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に役員等に選任され、その結果、評議員会及び理事会を欠席することとなることは適当ではない。

⑤理事への権限の委任

指摘事項	件数
理事に委任している範囲が、理事会で明確に決定されていない。	3

理事会の権限である法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注）等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできない（法第45条の13第4項）。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。

なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。

（注）理事に委任することができない事項（法第45条の13第4項各号）

- ・重要な財産の処分及び譲受け
- ・多額の借財
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備
- ・役員等の損害賠償責任の一部免除

⑥理事長等の職務執行報告

指摘事項	件数
理事長及び業務執行理事が、理事会で3か月に1回以上（定款に定めがある場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。	8

理事長及び業務執行理事は、実際に開催された理事会で3か月に1回以上（定款に定めがある場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告を行わなければならない。なお、業務執行理事を置く場合においても、理事長にも報告義務があるので留意すること。

⑦その他

指摘事項	件数
定款施行細則が現行の社会福祉法に沿ったものになっていない。	3
基本財産の処分について、所轄庁の承認を得ていない。	1

(4) 報酬関係

指摘事項	件数
役員等報酬等支給基準について、評議員会の承認を受けていない。	3
役員（理事・監事）の報酬等の総額が定款で定められておらず、評議員会の決議においても定められていない。	12
役員等報酬等支給基準において、規定すべき事項が規定されていない。	5
役員等報酬等支給基準の規定と実態が整合していない。	3

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）。なお、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。

監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。

(5) 会計管理関係

①会計組織・会計事務

指摘事項	件数
経理規程が社会福社会計基準に準拠していない。	3
経理規程について、規定と実態が相違している。	2
経理規程に基づかない処理をしている。(小口現金について保管限度額を超えて取扱っている、日々の支出と残高を正確に記帳(把握)していない等)	10
拠点区分において、サービス区分が設けられていない。	1
経理規程に規定する統括会計責任者、会計責任者、出納職員、予算管理責任者、固定資産管理責任者又は契約責任者が任命されていない。	11
経理規程に基づき任命された出納職員が実態と相違している。	1
会計責任者が小口現金を取り扱っている。	1
寄附金を受領する際に、寄附申込書が徴されていない。	2
有価証券について、資金運用規程が作成されていない。	1
資金の借入について、契約を締結していない。	2
法人本部拠点(サービス)区分に係る事務費が、他の拠点(サービス)区分で計上されている。	4
入札が必要な物品購入や工事であるにもかかわらず実施していない。	2
随意契約について、見積もりを徴し比較するなど、適切な価格を客観的に判断していない。	8
100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約(請書の徴取を含む。)を締結していない。	10

社会福祉法人は、公益性の高い組織であり、健全な運営及び経営の透明性が求められることから、社会福祉法人会計基準や経理規程に基づき、内部牽制が機能する体制で会計事務を行うことが必要である。

また、社会福祉法人における契約等の取扱いについては「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け社援基発0329第1号通知)に基づき、経理規程において、その方法が定められているので、遵守すること。

②決算

指摘事項	件数
計算書類及び財産目録の数値等に不整合がある。	6
計算書類及び財産目録と附属明細書との間で数値に不整合がある。	17
計算書類、附属明細書、財産目録の様式に不備がある。	5
注記の記載に誤りがある。	8
必要な附属明細書が作成されていない。	4
基本財産が定款と一致していない。	2
基本金に基本金以外のものが計上されている。	1
当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額を超えて積立をしている。	1
積立金と同額の積立資産が計上されていない。	1
寄附を受けた固定資産が計上されていない。	1

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に則った計算関係書類及び財産目録の作成が必要である。

令和4年度指導監査において、計算関係書類及び財産目録と附属明細書との間で整合性がとれていないものが多く見受けられたので、留意すること。

(6) その他

指摘事項	件数
公印管理規程において、公印の保管場所が規定されていない。	1
公印管理規程について、規定と実態が相違している。	1

法人印及び代表者印等について、公印管理規程を制定し、法人印、代表者印等の保管場所、管理者等を規定して、適切に管理する必要がある。

2 施設関係（老人福祉施設）

（1）会計管理関係

①決算

指摘事項	件数
経理規程に規定する固定資産管理責任者が任命されていない。	1
随意契約について、見積もりを徴し比較するなど、適切な価格を客観的に判断していない。	1
施設の資金が不足しているにもかかわらず、他の拠点区分（サービス区分）に資金を繰り入れている。	2

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても、差し支えない。

3 施設関係（障害福祉施設）

（1）会計管理関係

①決算

指摘事項	件数
施設の資金が不足しているにもかかわらず、他の拠点区分（サービス区分）に資金を繰り入れている。	1

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

4 施設関係（児童福祉施設）

（1）会計管理関係

①会計組織・会計事務

指摘事項	件数
100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約（請書の徴取を含む。）を締結していない。	1
寄附金について、計算書類と寄附金品台帳及び寄附申込書との間で金額が相違している。	1

②決算

指摘事項	件数
勘定科目に誤りがある。	1
注記と貸借対照表及び財産目録との間で数値の不整合がある。	1
預金及び積立資産について、計算書類と残高証明書とが整合していない。	1
前年度の計算書類との間で数値の不整合がある。	1
当期末支払資金残高が当該年度の措置費収入の30%を超えている。	1
委託費に係る積立資産支出及び当期資金収支差額合計の合計額が収入決算額の5%を上回っているにもかかわらず、収支計算分析表が作成されていない。	1

翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。（保育所における委託費収入についても同じ。）

保育所においては、委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合、平成27年9月3日府子本発254号通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の別表6の収支計算分析表を作成し、本市幼保推進課に提出すること。

（2）非常・災害対策関係

指摘事項	件数
避難・消火訓練が月1回以上実施されていない。	1

5 施設関係（幼保連携型認定こども園）

（1）人事管理・職員処遇関係

指摘事項	件数
嘱託医等の嘱託契約が締結されていない。	1

幼保連携型認定こども園は、嘱託医、嘱託歯科医及び嘱託薬剤師を任命し、又は委嘱しなければならない（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用される学校保健安全法第22条）。

（2）非常・災害対策関係

指摘事項	件数
避難・消火訓練が月1回以上実施されていない。	4